

対内直接投資審査制度：直近の動向について

令和2年6月26日

財務省国際局

対内直接投資審査制度についての直近の動向

2019年 11月29日	改正外為法の公布
2020年 4月30日	改正関連政省令・告示の公布
5月8日	改正法・政省令・告示の施行 （改正法附則により30日後から全面適用） 銘柄リストの公表（6月5日更新）
6月7日	改正法・政省令・告示の全面適用
6月15日	医薬品・医療機器追加に係る改正告示の公布・施行
7月15日	医薬品・医療機器追加に係る改正告示の全面適用

外為法：上場企業の銘柄リストについて

- 外国投資家が対内直接投資等を行うに当たり、外為法上の事前届出等の要否を判断する際の便宜のために作成し、5月8日(金)に初めて公表。
- 具体的には、各上場企業の事前届出該当性について、企業への照会結果や定款・有価証券報告書に基づき、以下のいずれの分類に該当するかを示している。
 - ① 指定業種以外（事後報告業種）の事業のみを営んでいる会社
 - ② 指定業種のうち、いわゆるコア業種以外の事業のみを営んでいる会社
 - ③ 指定業種のうち、いわゆるコア業種に属する事業を営んでいる会社
- 公表後も一部の企業から追加的な回答があったところ、6月5日(金)にこれらを反映した更新版を公表。

(参考) 上場企業の銘柄リスト[抜粋] (区分ごとの並替えや、会社名による検索等が可能。)

証券コード (Securities code)	ISINコード (ISIN code)	会社名 (和名)	(Issue name /company name)	区分
1301	JP3257200000	株式会社極洋	KYOKUYO CO.,LTD.	②
1332	JP3718800000	日本水産株式会社	Nippon Suisan Kaisha,Ltd.	②
1333	JP3876600002	マルハニチロ株式会社	Maruha Nichiro Corporation	②
1352	JP3839400003	株式会社ハウスイ	HOHSUI CORPORATION	①
1376	JP3216200000	カネコ種苗株式会社	KANEKO SEEDS CO., LTD.	②
1377	JP3315000004	株式会社サカタのタネ	SAKATA SEED CORPORATION	②
1379	JP3843250006	ホクト株式会社	HOKUTO CORPORATION	②
1380	JP3107400008	株式会社秋川牧園	AKIKAWA FOODS & FARMS CO.,LTD.	①

(参考) 事前届出対象業種

【日本標準産業分類】

(1465業種) その一部 → 【指定業種 (155業種)】

<改正前>

- 武器
- 航空機
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- サイバーセキュリティ関連
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 生物学的製剤製造業
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

<改正後>

【指定業種のうちコア業種の分野】

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- サイバーセキュリティ関連 (サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等)
- 電力業 (一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部)
- ガス業 (一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部)
- 通信業 (電気通信事業者の一部)
- 上水道業 (水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部)
- 鉄道業 (鉄道事業者の一部)
- 石油業 (石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業)

【指定業種のうちコア業種の分野以外のもの】

- サイバーセキュリティ関連 (※)、電力業 (※)、ガス業 (※)、通信業 (※)、上水道業 (※)、鉄道業 (※)、石油業 (※)
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 生物学的製剤製造業
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

(※) コア業種の分野以外

外為法における医薬品・医療機器に関連する業種への対応について

■現行外為法における医薬品・医療機器に関連する業種の取り扱いについては、生物学的製剤製造業（ワクチン等）のみが指定業種（事前届出対象）となっており、治療薬や人工呼吸器は指定対象外。

⇒今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえれば、国民の人命・健康に関わる重要な医療産業の国内基盤を維持することが不可欠。このため、医薬品・医療機器の一部について、その国内基盤が維持されなければ国の安全等が損なわれるおそれ大きいことから、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加する。

【医薬品関連】

感染症の蔓延は、公衆の安全（人命・健康）の保護に支障を来すのみならず、国の安全を損なうおそれ大きいことから、感染症の予防・治療に必要な医薬品製造基盤を維持するため、**感染症に対する医薬品に係る製造業（医薬品中間物を含む）**について、**コア業種**として指定。

（例：感染症の治療薬・ワクチン、それらの原料 等）

【医療機器関連】

薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）において、**高度な製造・品質管理等が求められる「高度管理医療機器」**については、**感染症の蔓延時等の緊急時において代替生産が直ちには困難**。このため、国の安全を確保する観点から**製造基盤を維持するため、高度管理医療機器に係る製造業（付属品・部分品を含む）**について、**コア業種**として指定。

（例：人工心肺、人工呼吸器、ペースメーカー、人工血管、人工透析器、輸液ポンプ等）

【スケジュール】

6月15日 医薬品・医療機器追加に係る改正告示の公布・施行

7月15日 医薬品・医療機器追加に係る改正告示の全面適用

COVID-19を受けた各国の対応（投資審査制度）

COVID-19の影響による株価の大幅下落を受け、各国は（1）外国投資家による重要企業買収への対応、（2）保健・医療分野の保護強化の観点から、追加的な措置を実施又は検討中。

		イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	オーストラリア	日本
事前届出・審査	対象となる株式所有等の割合	/	25% ※2019年 33%から引下げ ↓ 10% (本年未までの暫定措置)	10% ※2018年 25%から引下げ	3%	名目額の閾値あり (投資家により異なる) ↓ 国有企業については 閾値を撤廃	株式所有割合と名目額を組み合わせた閾値あり (対象業種により異なる) ↓ 名目額の閾値を暫定的に撤廃	1% (免除制度あり)
	対象業種		指定業種 (既に医療・保健分野を含む) + バイオテクノロジーを追加	指定業種 + 保健・医療を追加	指定業種 + 保健・医療を追加	全業種	全業種	指定業種 + 医療関連業種を追加
	審査手続		/	①安保に影響を与える「おそれ」があれば、事前審査で投資を阻止できることを明確化、②投資審査中に投資を実行できないことを明確化（罰則も導入）、③投資審査中の安保情報の流出への罰則を導入	/	保健・医療分野については慎重に審査する意向を表明	審査期間を従来の30日間（追加で90日間延長可）から最大6ヶ月間に暫定的に延長	/
事後介入	業種による限定なし ※事後介入の観点として従来の安全保障、メディアの多様性保護、金融システムの安定に加え、 公衆衛生危機を追加 株式売却命令が可能	指定業種のみ 株式売却命令が可能	業種による限定なし 株式売却命令が可能	指定業種のみ 株式売却命令が可能	業種による限定なし 株式売却命令が可能	業種による限定なし 株式売却命令が可能	業種による限定なし 株式売却命令が可能	指定業種のみ 株式売却命令が可能

（注1）アメリカについては、COVID-19を受けた追加的な対応は今のところ実施していない。

（注2）ドイツは、改正法案を現在審議中。